

国民年金が良くなりました

年金額の大幅引上げ

物価スライド制導入など

国民年金制度の改正法案が、このほど国会で成立し、国民年金が年々らしい制度に改善されました。給付の額が大幅に引上げ、物価スライド制の導入、五年年金の再加入、

10年年金 月額 1万2千5百円

一挙に2.5倍の引上げ

拠出年金

国民年金の拠出制老齢年金を受けるためには、本来は二十五年の資格(加入)期間が必要ですが、高齢者

のために、この期間を十年に短縮した、いわゆる十年年金とよばれる「特例老齢年金」が、すでに昭和四十六年から年金の支給を開始しています。この十年年金の受給額は、現在の給者の方々に比べて、また

この五年年金は、すでに昭和四十五年六月で、加入の届出を打ち切りました。が、改めて加入の道が開かれます。この十年年金の受給者の再入りの項参照)

とない朗報となりました。5年年金は月額二千五百円から八千円に引上げ

| 種 類 | | 昭和48年12月まで | 昭和49年1月から | 実 施 |
|---------------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 老 齢 年 金 | 25年納付 | 月 8,000円 | 月 20,000円 | 49年1月から |
| | 10年年金 | 月 5,000円 | 月 12,500円 | |
| | 5年年金 | 月 2,500円 | 月 8,000円 | |
| 拠 出 年 金 (保険料を要する年金) | 附 加 年 金 | 夫婦25年納付の例 夫定額分 8,000円 妻定額分 8,000円 夫所得比例分 4,500円 夫婦で 20,000円 | 夫婦25年納付の場合 夫定額 20,000円 妻定額 20,000円 夫婦附加年金 10,000円 夫婦で 50,000円 | 49年1月から |
| | 障 害 年 金 | 月1級=最低 11,000円 月2級=最低 8,800円 | 月 25,000円 月 20,000円 | |
| 遺 族 年 金 (保険料を要する年金) | 母 子 年 金 | 月 8,400円 子が2人以上のときは第2子から1人400円加算 | 月 20,000円 子が2人以上のときは第2子が800円、第3子から400円加算 | 49年1月から |
| | 準 母 子 年 金 | 同上 | 同上 | |
| | 遺 児 年 金 | 同上 | 同上 | |
| | か 婦 年 金 | 老齢年金の半額 | 老齢年金の半額 | |
| | 死 亡 一 時 金 | 10,000円~52,000円 | 17,000円~52,000円 | |
| 福 祉 年 金 | 老 齢 福 祉 年 金 | 月 3,300円 | 月 5,000円 | 48年10月から (加算額は四十七年 一月から) |
| | 障 害 福 祉 年 金 | 月 5,000円 | 月 7,500円 | |
| | 母 子 福 祉 年 金 | 月 4,300円 子が2人以上いるとき第2子から1人400円加算 | 月 6,500円 子が2人以上のときは第2子が300円、第3子から400円加算 | |
| | 準 母 子 福 祉 年 金 | 同上 | 同上 | |
| 年 金 | 本 人 所 得 制 限 扶 養 義 務 者 所 得 制 限 公 的 年 金 受 給 制 限 一 般 の 年 金 | 年 38万円 年 250万円 中尉まで全額支給 年 6万円 | 年 43万円 年 600万円 大尉まで全額支給 年 10万円 | 48年5月から 48年10月 48年10月 49年1月 |
| | 老 齢 特 別 給 付 金 | 月 4,000円 | | 49年1月 |

「夫婦五万円年金」といわれる意味は……

国民年金の拠出制老齢年金は、老齢年金の定額計算基礎といわれる算式によって計算されます。例えは、二十五年間、保険料をキチンと納めた人の老齢年金の額は、 $(30000 \times 25) \div 900000 \times 250000 = 8333$ 円と定額となり、月に八千円になります。それが、年金額の算定基礎額の現行三〇〇〇円は、二・五倍引上げられて昭和四十九年一月から八〇〇〇円になります。その例の算式は、 $(8000 \times 25) \div 900000 \times 250000 = 22222$ 円となり、月に二万二千二百二十二円と二万円を超え、また、このほかに附加保険料(現行の所得比例保険料)を納めた場合の計算基礎である百八十円が二百円に引上げられ、これで将来にわたって安定した年金の価値が維持されることになったわけですね。

物価があがれば年金額も引上げられます

国民年金は、国民の生活水準の変動に応じて、五年に一度は年金給付額の改正をはかることになっていますが、今回の改正でさらに消費者物価指数が年々五%以上あがったことからは、これに見合せて年金の額を引上げるといふ物価スライド制がとられることになりました。

給付の改善で 保険料も改定

拠出制の国民年金は、加入しただけで年金は受けられませんが、保険料を納め忘れたり、怠ったりすると、せっかくの給付が受けられなくなってしまうので、この保険料にも、任意加入、強制加入の別や、年齢にかかわらず、国民年金に加入した人は必ず納めなければならない「定額保険料」が定められます。

「五年年金」加入の再開

国民年金制度が発足した当時五十歳から五十五歳未満だった、明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生れた人たちに、十年年金や五年年金が加入しなかった人、再び五年年金に加入するものが開かれました。

加入を希望する方は、昭和四十九年三月三十一日までに役場の国民年金の窓口で手続きをしていただき、昭和四十九年六月分より、一月に九百円の割で納めることになり、さらに今後昭和五十年六月三十日まで、合計五年分の保険料を納めると、昭和五十年七月分から五年年金が受けられることとなります。

定額保険料 月額九〇〇〇円に (昭和48年12月分までは五五〇〇円)

附加保険料 月額四〇〇〇円に (昭和48年12月分までは三五〇〇円)

未納保険料の特例納付が認められます

国民年金の保険料は、納めず二年間を経過したものは、その後、納めたとしても納められない建前になっていますが、今回の改正で、昭和四十九年一月から昭和五十年十二月までの二年間に限って、納めることもできなくなりました。未納保険料(期間)のある方はこの機会に納付して、年金権を確保しましょう。

マイホームづくりの住宅資金貸付制度ができました

自分で住むための住宅を建てたり改築したり、住宅などを購入するために、いわゆる住宅資金の貸付制度が新しく設けられました。

この資金を借りられるのは、国民年金の加入者であること、また五年以上(被保険者)期間が五年以上であること、この資金の貸出しを申込んだ時から過去二年間の保険料がキチンと納められている人、それに本人の収入は貸付金の初回返済額の五倍以上ということになります。(約三万五、六千円の見込み)

国民年金制度は国営の制度です。元金均等に返済し、利息は年六分(二厘六・六%)。申込みは、住宅金融公庫の窓口で行なわれますが、受付の時期はまだ決っていません。

新たに老齢特別給付金
月 4,000円
谷間老人の方に

国民年金の拠出制老齢年金が受けられない、しかも満七十歳(障害者は六十五歳)になるまで老齢福祉年金の恩恵も受けることのできない、いわゆる国民年金の「谷間人口」にある老人たちに、今度の改正で「老齢特別給付金」が支給されることになりました。

これは明治三十九年四月一日以前に生まれた人、国民年金の拠出(保険料納付)が開始された昭和三十六年四月一日に、五十五歳をこえ、現在、六十七、八、九歳台の老人にも、年金を支給しようというもので、昭和四十九年一月から月に四、千円の老齢特別給付金が支払われることになりました。

本村は請求手続を完了しました。

未納の村税は、12月中に完納しましょう

交通安全に注意!! スリッパ・過労・飲酒。

貸出される金額は五十万円。返済期間十年。元金均等に返済し、利息は年六分(二厘六・六%)。申込みは、住宅金融公庫の窓口で行なわれますが、受付の時期はまだ決っていません。

国民年金制度は国営の制度です。元金均等に返済し、利息は年六分(二厘六・六%)。申込みは、住宅金融公庫の窓口で行なわれますが、受付の時期はまだ決っていません。

また、私たちが保険料を納めると、その時、国も、その半額に相当する金額を負担して積立に当ります。

今度の改正では、十年年金など経過的老齢年金の、優遇部分についての国庫負担の割合を三分の一から二分の一に引上げました。このことは十年年金の給付費約四十%を国が負担することと意味します。